

75歳以上の皆さんへ 歯科口腔健診を受けましょう



お口の健康は、全身の健康にもつながります。ぜひ受診しましょう。

▼対象 愛媛県後期高齢者医療の被保険者 ※6カ月以上継続して入院している人、障がい者支援施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設などに入所（居）している人、治療の人は対象外

▼受診期限 令和9年2月28日（日）

▼費用 無料（期間内1回限り）

▼受診方法 左の申込先に申し込み後、クーポン券、受診票などを送ります。その後、希望する登録歯科医院に予約を取って受診してください。

▼申込先・問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合
☎911-7739
健康課健康増進係
☎985-4118

20歳以上の皆さんへ 成人歯科健診を受けましょう

歯周病やむし歯は知らない間に進行していることも少なくありません。早期発見・早期治療のため、年に1回は歯科健診を受けて、お口の健康を守りましょう。

▼対象 町内に住民登録のある20～74歳の人

▼受診期限 令和9年3月31日（水）※年度内1回限り

▼場所 松前町・伊予市・砥部町の協力歯科医院

▼費用 500円（受診時にお支払いください）

▼内容

むし歯、喪失歯の状態などの歯科健康診査、歯周病スクリーニング検査 ※治療は含まれません。

▼受診方法 申込書を左の申込先に提出するか、左下のQRコードから申し込みをください。受診券を発行します。受診券を受け取ったら、協力歯科医院に予約を取って受診してください。

▼申込先・問い合わせ 健康課健康増進係
☎985-4118



精神障がいがかえる家族の人へ 家族懇談会に参加しませんか

松前町と伊予市が合同で「家族懇談会」を行います。精神障がいについて学んだり、お互いの体験を伝え合ったり、気持ちを共有したりすることができま

※参加を希望する場合は、土日・祝日を除く3日前までに連絡ください。
※内容は22ページの「オトナの健康」をご確認ください。



▼日時 ①11月30日（月）②令和9年2月25日（木）
※いずれも13時30分～15時

▼場所 松前町総合福祉センター

健康課健康増進係
☎985-4118

65～74歳で一定の障がいがある人 後期高齢者医療保険に加入できます

後期高齢者医療保険は原則75歳以上の人を対象とした制度ですが、65～74歳で一定程度の障がいがある人も加入できます（障害認定）。

障害認定により後期高齢者医療制度に移行する場合は、申請が必要です。左の必要書類を持って保険課の窓口へお越しください。

後期高齢者医療制度に移行することで、保険料（税）の増減や医療機関での窓口負担額などが変更になる場合があります。まずは個別にご相談ください。

▼一定の障がいとは
障害年金1級・2級、身体障害者手帳1～3級、身体障害者手帳4級の一部、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級・2級

必要書類
・加入している保険の資格確認書など
・手帳が受給している障害年金の証書
・マイナンバーが確認できるもの
・窓口に来る人の本人確認書類（免許証など）

▼申請先・問い合わせ 保険課医療保険係
☎985-41107

11月は「オレンジ・ランプ」児童虐待防止推進キャンペーン期間 「虐待かも?」と思ったら、すぐに連絡を

児童虐待を防止するためには、地域の皆さんが「子どもへの関心を持つこと」が重要です。虐待かどうか迷う場合でも、まずはご相談を。

▼見逃せない子どもからのサイン
・いつも泣き声や叫び声が聞こえる
・原因不明のけが（あざ、やけど、打撲など）がある
・表情が乏しく元気がない
・態度がおどおどしている

・衣服や体が不潔である
・家に帰りがたがらず家出をする
・理由もなく学校などを休む

▼相談機関
子育て支援課子ども家庭センター係
☎985-4189
県福祉総合支援センター
☎922-5040
児童相談所 虐待対応ダイヤル
☎189

認知症について理解を深めましょう 映画「オレンジ・ランプ」の定期上映をします

39歳で若年性認知症と診断されながらも、前を向いて生きる夫と、夫を支える妻の実話をもとにした映画「オレンジ・ランプ」を定期的に上映します。



上映後は、認知症の基礎的な知識が学べる講座を開催します。受講した人には、認知症を理解した証として「オレンジリング」をお渡しします。

▼日時 ①11月27日（金）②令和9年1月28日（木）③3月23日（火）
いずれも13時～16時

▼場所 文化センター3階 視聴覚学習室

▼定員 先着35人（無料）

▼対象 誰でも可

▼申し込み方法 電話か下のQRコードから申し込み

▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター
☎985-4205



子育ての悩みを個別で相談できます ペアレントメンターCafeを開催します

発達に障がいのある子どもの子育てを経験したペアレントメンターが、同じような子どもを持つ保護者の悩みや気持ちをお聞きします。

今回は、周りを気にせずゆっくり話すことができる「個別相談」です。

▼日時 平日の10時～12時で、相談者の希望する日

▼場所 庁舎、福祉センターや東・西・北公民館など

▼対象 発達障がい（診断を受けていない場合も含む）のある子どもの親

▼費用 年度内で最大10組までの申し込み無料

▼申し込み方法 電話で申し込む

▼締め切り 相談を希望する日の10日前

▼申込先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係
☎985-4112

外出機会の創出と地域店舗の利用促進に ひまわりタクシー特典提供店舗を募集します

6月1日から本格運行を開始した「ひまわりタクシー（まさきデマンドタクシー）」を活用し、町民の皆さんの外出機会の創出と地域店舗の利用促進を目的とした取り組みを実施します。

詳細は、町ホームページ（下のQRコード）を確認してください。

●現在の協力店舗の特典
【羅座里留 炭火焼自家焙煎所 ジャカラダコーヒー】
・モーニングメニューを注文の人に、デザートなどを提供
・15時以降のケーキとドリンクセットを100円引き
※いずれも当日に限る



▼特典利用方法
ひまわりタクシーを利用した際に発行される領収書を店舗で提示してもらおう。

●財政課企画戦略係
☎985-4103

不法投棄はやめましょう 農業用廃プラスチック の回収

農業用廃プラスチックは、産業廃棄物です。農業をする人は「自らの責任」で適正に処理することが義務付けられています。

下のとおり回収しますので、きちんと分別して、資源を有効活用しましょう。

▶日時
11月26日⑥ 9時～11時

▶場所
伊予カントリーエレベーター
(北伊予)
松山市農協岡田野菜集荷場
(岡田・松前)

▶回収対象と分別方法

- ・塩化ビニール
(農ビマークがあるもの)
※ 塩化ビニール製のひもで縛ること
※ パイプは45cm以下にカットすること
- ・ポリ、マルチ(シルバー・銀黒除く)、肥料袋、洗浄済みの農業ポリボットル、マイカー線、灌水チューブ、育苗ポット、育苗箱、タイベック、寒冷紗、キャリー、ロールラップなど
※ 中身が見える袋に入れるか、マイカー線やポリ製のひもで縛ること
- ・糸入りビニール、マルチ(シルバー・銀黒)、畦畔シート、編み込みの肥料袋など

⑥松山市農協資材部
☎968-1255

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低74万円)を引いて求めます。※令和8年分は特例により、給与所得控除の最低保障額69万円に5万円が加算されます。令和10年分以後は最低69万円となります。

▼夫の配偶者控除・配偶者特別控除
妻のパート収入が136万円以下なら配偶者控除を、207万円以下なら配偶者特別控除を受けられます。ただし、夫の給与収入が119.5万円を超える場合は受けられません。

▼妻の税金
所得税が非課税でも、住民税は課税されることがあります。課税されるパート収入額は下の表のとおりです。

配偶者のパート収入	112万円以下	112万円超 136万円以下	136万円超 169万円以下	169万円超 178万円以下	178万円超 207万円以下	207万円超
配偶者控除※1	○	○	×	×	×	×
配偶者特別控除※1	×	○	○※2	×	×	×
配偶者の自身の課税	所得税	非課税	課税	課税	課税	課税
住民税	非課税	課税	課税	課税	課税	課税

※1 夫の給与収入が1,095万円超の場合は、段階的に控除額が減額します。
※2 配偶者のパート収入額に応じて、段階的に控除額が減額します。

パートで働いている人へ パート収入と税金

地域活動団体などが行う交流や視察などを検討している人へ
松山圏域・広島圏域の交流活動を補助します

松山圏域連携協議会では、地域活動団体などが松山圏域や広島圏域都市圏(広島圏域)で行う交流や視察などに要する公共交通運賃や貸切バスの利用料の補助を実施しています。

▼対象団体
①地域活動団体 町内会、子ども会、社会福祉協議会、PTAなど
②産業関連団体 商工会、農業協同組合、漁業協同組合など

▼対象事業
「交流事業」松山圏域や広島圏域で交流する事業や松山圏域や広島圏域で開催されるイベントなどに出展する事業
「単独事業」広島圏域で地域資源の視察などを行う事業

▼申請先・問い合わせ
財政課企画戦略係
☎985-4103



▼申請方法
活動2週間前までに事前協議書の提出が必要です。必要書類を左の申請先にメールか郵送してください。
※対象経費や補助金額などの詳細、必要書類については町ホームページ(左のQRコード)を確認してください。

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象です 「社会保険料控除証明書」が送付されます

Q 控除証明書って何ですか

A 令和8年中に納めた国民年金保険料の納付額を証明する書類です。年末調整や確定申告で「社会保険料控除」の適用を受けるときは、申告書に控除証明書や領収書を添付・提示することが義務付けられています。

Q 控除証明書は、誰に、いつ送られますか

A 令和8年1月1日～12月31日の間に、国民年金保険料を納めた被保険者本人に送付されます。送付時期は下のとおりです。
【9月30日までに納付した人】10月下旬～11月上旬
【10月1日以降に納付した人】令和9年2月上旬

※ マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、書面の郵送を

年金Q&A

停止し、より早く電子データを受け取ることが出来ます。詳しくはお問い合わせください。

Q 大学生の息子の国民年金保険料を納めました。まとめて申告できますか

A 配偶者や子どもなどの負担すべき国民年金保険料を納めた場合、その保険料額も合わせて申告することができます。

Q 紛失した場合はどうすればいいですか

A 再発行ができますので、ねんきん加入者ダイヤルか年金事務所へお問い合わせください。

⑥ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
松山西年金事務所 ☎925-5105
町民課住民係 ☎985-4106

12月から利用しやすくなります 各証明書など発行手続きの休日開庁を始めます

今までの休日開庁時は、マイナンバーカード関連のみの対応でしたが、12月から各証明書などの発行手続きが可能になります。

▼開庁日

偶数月の第4日曜日
※12月は、12月13日(第2日曜日)
開庁日は広報紙と町ホームページでお知らせします。

▼開庁時間

9時～11時30分
▼利用できる手続き
①マイナンバーカードに関すること

②住民票や戸籍に関する証明書、印鑑登録証明書などの発行に関すること
※広域交付住民票(住所が松前町外の人)と広域交付戸籍証明書(本籍が松前町外の人)は発行不可
③印鑑登録
④戸籍届出(受領のみ)

⑥町民課住民係
☎985-4105



適正な課税を行うために 土地利用変更・家屋取り壊しの場合届け出を

適正な課税を行うため、左の事由があったときには必ず届け出をしましょう。
届け出に関する詳細は、お問い合わせください。

▼土地の使い方が変わったとき

固定資産税は、毎年1月1日時点の現況で評価します。土地の使い方が変わった場合は、年内に税務課に届け出てください。

▼家屋を取り壊したとき

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方支局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出る必要があります。届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので注意してください。

⑥税務課資産税係
☎985-4111

クラウドファンディングの お礼と結果報告

この度は、ガバメントクラウドファンディング「地域の未来を担う若者たちに、挑戦の舞台を届けたい。まさきエンタメフェスタ 2026 開催！」に温かいご支援をいただき、誠にありがとうございました。

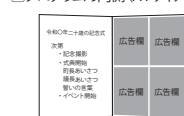
残念ながら当初の目標金額には届きませんでしたが、皆さんから大変温かく貴重な寄付をいただくことができました。

皆さんからの寄付は、まさきエンタメフェスタ 2026 開催の費用に使わせていただきます。

寄付額 394,000円

☎ 社会教育課生涯学習係
☎ 985-4135

①プログラムの内側 (A4サイズ)



②冊子最終ページの内側 (A4サイズ)



▼二十歳の記念式で配布する、①プログラムと②記念冊子に、広告を掲載しませんか。
▼配布方法
二十歳の記念式当日に、参加者(約200人)へ配布予定
▼掲載場所 (イメージ)

▼広告サイズ
①・②1枠縦127mm×横90mm
※各上限4枠。複数枠での掲載可
▼広告掲載料 ①・②1枠5千円
▼申し込み方法 町ホームページ(下のQRコード)にある申込書に広告原案を添えて、郵送するか、窓口へ提出してください。
▼締め切り 12月10日(木)
▼申込先・問い合わせ
〒791-3192
松前町大字筒井631番地
社会教育課生涯学習係
☎ 985-4135



二十歳の記念式 令和9年1月10日(日) 開催予定 二十歳の人たちに向けた広告を募集します

物価高騰、人件費の上昇などにより人材確保が困難となっている状況を踏まえ、中小企業などの採用活動に要する経費を補助します。申請忘れにご注意ください。
▼対象経費
左の事業に要する経費
①就職情報サイトへの求人情報の掲載
②人材紹介サービスの利用
③求人動画・チラシの制作
④合同企業説明会などへの出席

中小企業対象 人材確保支援事業費補助金の申請はお早めに

▼補助金額
対象経費の2分の1以内の額(上限額30万円)
※労働環境配慮に関する認証などを受けている場合、補助率を3分の2以内、上限額を40万円にそれぞれ引き上げます。
▼締め切り 12月25日(金)
※詳細は、下のQRコードから確認してください。
☎ 産業課商工振興係
☎ 985-4120



松前町で農業を始めたいと考えている人へ
就農相談会を開催します
左のいずれかの方法で申し込み
①メール ②郵送 ③窓口
※必ず「事前申し込み」をしてください。後日、面談時間を連絡します。参加申込書、詳細は下のQRコードから確認してください。
▼締め切り 11月27日(金)
▼申込先・問い合わせ
産業課農業水産振興係
☎ 985-4119

▼申し込み方法
左のいずれかの方法で申し込み
①メール ②郵送 ③窓口
※必ず「事前申し込み」をしてください。後日、面談時間を連絡します。参加申込書、詳細は下のQRコードから確認してください。
▼締め切り 11月27日(金)
▼申込先・問い合わせ
産業課農業水産振興係
☎ 985-4119



第2回たわわフェスタ

11月7日(土) 10時~15時

MASAKI AUTUMN FAIR 5.0

歓声のとなりで、とびきりの秋をかじる。

第2回目は「熱狂と癒やしのハイブリッド・マルシェ」。

愛媛プロレスによるリングパフォーマンスでは、子どもたちも夢中になる熱狂のパフォーマンスとお菓子まきを実施します。さらに、秋の味覚を堪能する「ファーマーズマーケット」「北海道松前町物産展」も同時開催します。そのほか、抽選会や体験イベントなど盛りだくさんです。

子どもから大人まで、それぞれの楽しみ方で秋の一日を満喫しませんか。

▶場所 まさき村前駐車場(エミフル MASAKI 敷地内)

【今後の開催スケジュール】

第3回 3月13日(土) 10時~15時 まさきスプリング・デイキャンプ

☎ (一社) 愛媛まさき町観光物産協会 ☎ 989-9880

公式 Instagram はこちら▶



Biz Guide Masaki

まさきの旬なビジネス情報をお届け

ご存じですか？

「やってみたい」を応援する補助金制度

「新しいお客さんを増やしたい」「新商品を作りたい」「ホームページやECサイトを整えたい」。そんな事業者の皆さんの新たな取り組みを応援するのが「小規模事業者持続化補助金」です。

この補助金は、小規模事業者が経営計画に基づいて行う販路開拓、新商品開発、広告、Webサイトの整備、機械装置の導入などにかかる経費の一部を補助するものです。

「自分の事業でも使える?」「どんなことに使える?」など、まずは松前町商工会へお気軽にご相談ください。

☎ 松前町商工会 ☎ 984-1427

◆ 11月5日(土)から公募開始

	一般型・通常枠	創業型
対象	既存の小規模事業者	創業後まもない小規模事業者
補助率	2/3	2/3
補助上限	50万円	200万円

※ 特例などの適用により、補助上限など異なる場合があります



「小規模事業者持続化補助金って、うちも使える?」
松前町×松前町商工会 対談動画はこちら▶



都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定 皆さんの意見を募集します

町では、これからのまちづくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」の改定と、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるための「立地適正化計画」の策定を進めています。

このたび、それぞれの計画案をまとめましたので、町民の皆さんから広く意見を募集するとともに、説明会を開催します。

また、計画案はまちづくり課で確認できます。

- ▼日時
- ①意見募集・縦覧 11月20日(金) 12月21日(月) ※開庁時間内
- ②説明会 12月1日(火) 19時～
- ▼場所

- ①まちづくり課都市デザイン係
- ②庁舎3階 大会議室

※意見提出書などの関係書類は、11月20日(金)以降、町ホームページに掲載するほか、窓口を設置します。

問 まちづくり課都市デザイン係

☎ 985-4124

追加募集します ブロック塀などの安全対策費を補助します

地震でブロック塀などが倒壊すると死傷者が出るおそれだけでなく、避難や救助、消火活動に支障が出る可能性があります。そのような事態を防ぐため避難路に面したブロック塀などの安全対策工事費を補助します。希望する場合は、必ず事前に窓口で相談してください。

▼対象物 左の全てを満たすもの

①点検チェックポイントにより安全対策が必要と判断されたもの

②避難路に面するもの

- ③建て替える場合は、安全な構造となるもの

※令和9年1月31日(日)までに工事完了のものに限りです。詳細は下のQRコードから確認してください。



▼対象者 ブロック塀などがある土地の所有者など

▼締め切り 12月18日(金)

※予算の範囲内で先着順

問 まちづくり課都市デザイン係

☎ 985-4136

松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎ 989-5103
FAX 985-4148

防災体制の確立・強化 町総合防災訓練を実施します

松前町 防災情報
町ホームページ



高知沖が震源の南海トラフ地震(震度6強、マグニチュード9.1)が発生し、愛媛県瀬戸内海沿岸部において、津波警報の発表を想定した総合防災訓練を実施します。

当日、9時に訓練地震情報を町内放送します。本当の地震と間違えないようにしてください。



- ▶日時 11月29日⑧ 9時～11時
- ▶場所 【メイン会場】岡田中学校
【サブ会場】松前公園、ケアハウスひまわり苑(鶴寿荘)
- ▶内容 【メイン会場】避難訓練、避難所開設訓練、炊き出し訓練、実動訓練、防災食についての講習会、災害広報(展示ブース)など
【サブ会場】避難所開設訓練、避難所生活についての講習会、福祉避難所開設訓練など